

親鸞聖人の疑謗觀

名 畑 應 順

專修念佛の宗教は鎌倉時代に於ける新興の宗教であり、諸種の面に於て、平安の舊佛教とは著しく性格を異にした、革新的な傾向を有つ宗教であつた。随つてその

開創の當時から、その教義信仰に對しても、その宗風行儀に對しても、既成教團からは勿論、一般社會からも種々に誤解を受けたり、非難を蒙つたりすることが多かつた。それらは固より教法そのものの特異性に起因する場合も少くなかつたのであるが、直接には行人の實踐態度や生活様式に災されることも多かつたやうである。併し何れにしても人と法とは不二であつて、專修念佛への謗難はそのまゝ教團への非難となり、行者への迫害ともなつた。法然上人や親鸞聖人はかゝる非難や迫害を滿身に

受けて立たねばならなかつたのである。私はこゝに特に宗祖親鸞聖人が吉水門下に在られた時以來蒙られた謗が、如何なるものであつたかを一應顧みつゝ、これに對處せられた聖人の心境と態度とを考察してみたい。

法然上人は承安五年、四十三歳の時、黒谷の報恩藏にあつて、善導の觀經疏の「一心專念彌陀名號云々」の文に接して、彌陀本願の素意を悟り、疑團忽ち解けて、豁然たる專修念佛の信境に入られた。古來この時を以て淨土の立宗とされてゐる。上人はこの年叡山を下つて、洛東吉水に移り、教化に従はれたのである。後二十餘年を経て著された選擇集には、明らかに「且聞_ニ聖道門_一、選入_ニ淨土門_一」と宣言されており、貞慶の筆に成るといふ興福寺の奏狀に、專修念佛の九失を算へたその第一に、「立新宗矣」を擧げてゐるのを見て、當時に於て既に

淨土の立宗といふことは、自他の齊しく認むる所であつたのである。上人は名實共に本朝念佛の元祖たるに相違ない。然るに正元元年九月朔日親鸞聖人が書寫された、

選擇集の延書本には、撰號が「天台黒谷沙門源空作」と

なつてをり(禿菴文庫所藏、古轉寫本に據る)、元久元年十一月

七日に、法然上人が山門に送られた起請文には「叡山

黒谷沙門徹白ニ當寺住持三寶護法善神御寶前」と書き出

されてゐる。殊にこの起請文はその内容が極めて謙抑な

ものであり、決して一教團の首領として他の教團の首領

に向かつて、對等に物をいふやうな態度ではない。上人

はたとひ山を下られても、淨土門に入られても、その身

分は依然として山門の教權下に隸屬してゐられたやうで

ある。山門の大衆の決議を以て、三條の理由による專修

念佛の停止が座主眞性に訴へられ、座主が上人を問責し

た結果、門下に七箇條の誓約をさせたり、座主に前記の

起請文を送つて諒解を求めたりされたのに徴しても、如

何に山門の教權が強く上人を支配するものであつたかが

察せられる。隨つてその壓迫の甚だしく且つ根強いもの

であつたことも當然といへよう。七箇條起請文の署名八

十六人目に、親鸞聖人が「僧緯空」と自署してゐられるのは周知のことである。これに就いては後に述べる所がある筈である。

元久二年十月には、南都興福寺から朝廷に奏達し、勅

裁を蒙つて、法然上人が勸むる所の專修念佛の宗義を糾

改せんことを請ひ、その過失九箇條を挙げ、源空并に弟

子等を罪科に處せんことを強請した。これが機縁となつ

て、その後多少の曲折を経たけれども、遂に建永二年二

月、專修念佛停止の宣示が下り、法然上人及びその若干

の門下が處刑されたのである。開華院は南都の奏狀、そ

の他當時の文獻によつて、元祖宗祖流罪の因縁に三あり

とし、(一)一向專修、(二)輕蔑神明、(三)當時の妨難

(女犯破戒)を擧げてをり、山田文昭師は南都の奏狀を要

約して、(一)諸行を廢捨して念佛を取りたること、(二)

念佛の中にも觀念を廢捨して口稱を取りたること、(三)

戒律を無視したることの三點とし、この三點は曩に山門

の大衆が決議した三條の理由と合致するものとし、當時

專修に對する諸宗の非難はこの三點を出でなかつたと説

いてゐる。併し法然上人が山門に送る起請文に

近聞、華夷皆言、源空偏弘_レ念佛道、誹_レ謗他教法、諸宗由_レ此陵夷、諸行由_レ之窒塞矣、一聞_レ此言、心神驚怖、

といひ、覺如上人が傳繪下に

淨土宗興行によりて、聖道門廢退す。是空師の所爲なりとて、忽に罪科せらるべきよし、南北の碩才憤申しけり。

と述べてゐられるやうに、大勢としては何というても新宗團の興隆がやがて舊佛教に對する大脅威となつたことは明らかであり、殊に先輩が皆夙に留意されてある如く、吉水教團の一部に破戒無慚の輩や造惡無碍の族があつて、世間の非議を受けたことは、當時の關係文書や記録に著れてをり、この教團が彈壓された最も直接の事由となつたことは掩ふべくもない。

かくて吉水教團に加へられた南都北嶺の迫害が、内面的にも外面的にも、親鸞聖人への連累となつたことはいふまでもない。聖人が晩年鎌倉に於ける念佛迫害の訴訟に際し、性信に送られた消息(七月九日付—御消息集第二通)に、當時を回顧して「このやうは故聖人の御とき、この

身どものやうく_レにまふされさふらひしことなり」と告げられたのに照らしても、様々の非難を蒙られたことが察せられる。たとひ師の上人や同法の人々に連坐されたにしても、當事者の一人として、その非難は流石に身に應へたことであらう。

二

然るに親鸞聖人が自ら流刑の事縁を敍べられた教行信證後序にはいふ、

竊以、聖道諸教、行證久廢、淨土眞宗、證道今盛、然諸寺釋門、昏_レ教兮不知_レ眞假門戶、洛都儒林、迷_レ行分無_レ辨_レ邪正道路、斯以興福寺學徒、奏_レ達太上天皇號_レ後鳥羽、今上號_レ土御門、聖曆承元丁卯歲、仲春上旬之候、主上臣下、背_レ法違_レ義、成_レ忿結_レ怨、因_レ茲眞宗興隆大祖源空法師、并門徒數輩、不_レ考_レ罪科、猥坐_レ死罪、或改_レ僧儀、賜_レ姓名、處_レ遠流、予其一也、爾者已非_レ僧非_レ俗、是故以_レ禿字_レ爲_レ姓、

この文には前に擧げたやうな迫害に關する具體的な事由を語られることもなく、事件の經過に就いて述べられる

所も極めて漠然たるの感がある。依つて史家の間に屢々問題とされる點もある譯である。會ては興福寺の奏達に關する記事は、その讀法や年時に誤ありとされたことがあり、最近でも聖人は流罪の直接間接の原因となつたやうな事情を知らずに、配流されたのではないかと疑ふ學者さへある。けれどもこの後序なるものは、何よりも化卷一卷の總結であると共に、教行信證一部の後序であることに留意しなければなるまい。即ち化卷に於てはその初に要門の機を明かして、

然濁世群萌、穢惡含識、乃出三九十五種之邪道、雖入半滿權實之法門、眞者甚以難、實者甚以希、僞者甚以多、虛者甚以滋、

と歎かれ、眞門を結釋して後時教を分別して、

信知聖道諸教、爲在世正法、而全非像末法滅之時機、已失時乖機也、淨土眞宗者、在世正法、像末法滅、

濁惡群萌、齊悲引也、(中略)然據正眞教意、披古德傳説、顯開聖道淨土眞假、教誠邪僞異執外教、云々と説き、次に廣く經釋を引いて、更にこれを結ばれたのが後序の初の文である。これらの諸文を味讀して、化卷

の初中結を一貫する趣旨を窺はねばならない。己が能を思量するものは正像末の三時に於ける機教の興廢、法門の眞假邪正を知るべきである。然るに三時の旨際を知らず、機教の隆替、行法の邪正を辨じない爲に、現前の悲劇として吉水の法難が起こつたのである。聖人は先づこのことを敘述し、悲歎してゐられるのである。

更にこれを教行信證一部の後序と見る場合には、總序の初に大經に依つて眞實教の利益を歎じて、「竊以、難思弘誓、度難度海、大船、無碍光明、破無明闇、慧日」と筆を起こし、尋で觀徑に依つて淨土教興起の緣由を明かして、「然則淨邪緣熟、調達闍世興、逆害、淨業機彰、釋迦韋提選安養」と述べられるものに對應する。即ち眞實教に説かれる本願と光明との利益が、王舍城の悲劇を俟つて、地上の歴史的事實として現れたといふことを顧みて、總序が書起こされた教行信證は、その化卷に於て、この眞實教こそは末法の時機に相應せるものなることが高調せられ、後序に至つて、聖淨二門の興廢が時機に鑑みて、嚴然たる事實なるに拘はらず、諸寺の釋門や洛都の儒林が教に昏く、行に迷つて、聖淨の眞假を知らず、

内外の邪正を辨じないことを悲しまれ、吉水教團への迫害は實にかゝる昏教迷行に由來するものなることを述べられるのである。随つて現前の教團破壊の事實に對して、紛糾した周圍の事情を詮索して、その因縁を説くやうなことをしないで、最も内面的にその因由を尋ね、また最も根本的にその由來を跡づけてゐられるのである。而もかゝる逆縁の裡にあつて、却つて師主の法然上人から數々の恩遇を蒙つた幸恵を回想して、深い感銘に浸つてゐられる。「悲喜の涙を抑へて由來の縁を註」さずゐられなかつたのである。

まことに眞實教は逆謗の縁によつて興起したのであるが、またその眞實教はこれを領解し得ないものによつて破棄されんとした。併しその破却の縁によつて、また興法の機運は促されねばならない。そこに佛祖深重の方便を感戴せずゐられないのである。觀經和讃に

釋迦韋提方便して 淨土の機縁熟すれば

雨行大臣證として 闍王逆惡興せしむ
と歌はれ、源空和讃に

本師源空世にいで、弘願の一乘ひろめつゝ

日本一州ことごとく 淨土の機縁あらはれぬ
と詠ぜられたのを拜誦しても、王舎城と日本と、在世と末法と時處を異にしながらも、齊しく淨土の機縁を見られる所に、深い感銘を覺えしめるものがある。

三

教行信證撰述の年代に就ては異論があるが、たとひ古來の説に従つて、元仁元年、聖人五十二歳としても、配流の年から算へて、十七年の後である。後序の記述が少くとも十七年以上の時を隔てての回顧であり、而もその間には著しい環境の變化や身分の轉變や心境の推移があつて、複雑な經歷の後に成つたものであることも注意されねばなるまい。

七箇條起請文に「僧綽空」と署名された僧とは、法然上人に準じて依然たる山門の僧徒を意味されるものと考えふべきであらう。凡そ僧は三寶の一であつて、化卷所引の末法燈明記によれば、たとひ名字の比丘なりとも、無上の寶とされる場合があり、悲歎述懷和讃には、「僧ぞ法師のその御名は、たふときことときしかど」と歌は

れてゐる。僧尼を處刑する時には、先づ還俗させて、俗名を附せられるのが、大寶令以來の規定であるといはれるが、かゝる法規の裏面には、やはり僧儀を尊重される精神の存することが覗はれる。されば僧の名を冠せられたところには、そこに自ら地位身分に就いての一種の自重もあり、矜持もあつたに違ひない。然るに聖人は今やその「僧儀を改め、姓名を賜つて、遠流に處」せられた事縁から、非僧非俗の身として、愚禿の稱謂を用ゐられたのである。これは個人的にも社會的にも頗る重大な事件であつて、起請文の自署と對比して、その心境にもたらした著しい變化も偲ばれることである。

殊に配所越後に於ける沙彌生活や、關東に於ける諸方の行化に費された、十七年以上の年時の間には、幾多の苦難を嘗められ、いよいよ豊かな信徳をも湛へられたであらう。機を得ては種々の經釋をも披見されたに違ひない。かくして書かれたものが教行信證であり、その教行信證を結んだものが後序である。吉水教團離散以來のこの遙かな年月と多端な生活體驗とを通しての回憶といふものは、決して單なる事件の記録として取扱はるべきで

はあるまい。

南都の奏狀は前述の如く元久二年十月に進達されたのであるが、後序には土御門院の承元(建永二年十月改元)丁卯歲仲春上旬之候となつてゐる。それは曾て史家の指摘したやうに、嚴密にいへば事實と相違してゐる。併し聖人に於ては南都の奏達が實效を顯し、廟議によつて、承元元年二月上旬に師の法然上人並に同門の人たちと共に、自分も罪科せられたといふ嚴肅な經驗的事實とその根本的な因由が回顧されてゐるのであり、特に事件の經過やいはゆる眞相に就て記録しようとしてゐられるのではない。年時の記載が前後してゐるのも、決して無理はないと考へられる。

「主上臣下、背_レ法違_レ義」といはれる法と義とは何を意味されるのであらうか。或は法は法政、法道の意、義は令義解を指すものとし、師弟の處刑が法律の上で不當なことを難破されたやうに解する説もあるが、これはやはり上の洛都儒林云々を承けて、當時在朝の人々が佛法とその所詮の義理に違背したと見るのが穩當であらう。

「成_レ忿結_レ怨」は正しく大經に依つて造語されたもので

あり、爲政者が感情に任せて事を處断した形跡が窺はれる。この三句は一見して聖人の言葉としては甚だ激越なやうであり、曾て或時期には態々その読み方を改めたり讀むことを差控へたりされたこともある。けれども私は聖人がこゝで承元の法難に就て痛烈に批判したり、憤慨したりしてゐられるやうには考へられない。法事讚の、「五濁増時多疑謗、道俗相嫌不用聞、見有修行起膺毒、方便破壞競生怨」の文は當時の淨土教徒に傳誦されてをり、聖人の著述消息にも屢々見られる。殊に化卷には善導の疏や具疏からこの種の類文が繰返し引かれてある。末法五濁の世の疑謗を深く悲歎されるのである。されば後序に於ても、主上臣下の背法違義や成忿結怨を末法の世相として悲愍されるのが主意であつて、強ち自身の憤激を洩らされるのではあるまいと思ふ。勿論聖人とても配流の當初には、いはれなき處分として、悲憤されたことがなかつたとはいへまい。併し少くとも二十年近い年時を経て、教行信證を撰述される頃には、遠い過去の雑多の經驗も、その豊かな信境に於て濾化されてゐたに違ひない。業縁も法縁として忝く受容されたであらう。教

行信證ほどの書に單なる憤激など洩らされる筈はあるまい。

傳繪上に聖人の言葉として「抑また大師聖人源もし流刑に處せられたまはずば、我また配所におもむかひんや。もし我配所におもむかはずば、何によりてか邊鄙の群類を化せん。是なを師教の恩致なり」と述べてある。曾ては先輩からこれは覺師が故らに宗祖を美化する爲の創作であるやうに聞かされたこともある。けれども私はこの語も決して單なる創作ではなく、恐らく覺師が父祖若くは聖人の遺弟から親しく傳聞されたものに違ひないと考へるやうになつた。「聖人後の時仰られてのたまはく」と斷つてあるから、聖人の後年に於ける流刑を回顧しての述懐である。「是なを師教の恩致なり」といはれるから、師教の恩厚を痛ましい流罪の上まで推及して受取られたのである。それは宗祖老年の言葉として、如何にも適しく、十分首肯されるものである。

四

傳繪下に「聖人常陸國にして、專修念佛の義をひろめ

たまふに、おほよそ疑謗の輩はすくなく、信順の族はおほし」といふ。たとひ少いといはれても、若干の疑謗の輩のあつたことは掩ふべくもない。東國邊陲の地に於ても、當時新興の専修念佛は、風に靡く草の如く、さほど容易に受容されるものでなかつたことを想はしめる。同じ覺師の撰たる報恩講式には

暫_レ留_レ常州筑波山北邊、對_レ貴賤上下、示_レ末世相應之要法、初_レ成_レ疑謗之輩、如_レ瓦礫荆棘、遂_レ令_レ改悔之族、同_レ稻麻竹葦、皆_レ翻_レ邪見、悉_レ受_レ正信、共_レ止_レ偏執、還_レ爲_レ弟子、

と、特に常陸に於ける行化當初の疑謗が取揚げられてある。瓦礫荆棘は粗略邪惡なるものに喩へたのであるが、こゝには特にその數が多いことを顯すものの如く、稻麻竹葦は正直善良なるものに比すると共に、やはり量の多いことを示すやうである。數多の疑謗者が聖人の教化によつて改悔せしめられたことを述べられるのである。

傳繪には東國に於けるかゝる疑謗者の代表的なものとして明法房の奇異なる傳説が綴つてある。それは聖人の宛名不詳の消息(末燈鈔第十九通)に「明法房などの往生

しておはしますも、もとは不可思議のひがごとをおもひなんどしたるころをも、ひるがへしなんどしてこそ候しか」と記されてあるのに照らして、初め非違を企てた異端者明法房が鮮かに轉向した事實があり、これを潤色して傳へられたものと考へられる。明法房のことは聖人の消息に繰返し々述べられ、特に親愛の情も深かつたらしく、その舊惡を回心して純眞な念佛行者となり、美しい往生を遂げたといふことは、後年京都に於ける聖人を深く喜ばせてをり、聖人は、常陸各地の往生に志す人皆の喜びであるともまていはれ、その行跡を疎かにしてはならぬと誠めてさへゐられる。

同じ宛名不詳の消息、並に十一月廿四日宛名不詳の消息(末燈鈔第十六通)に見ゆる常陸北の郡の善證房も聖人の東國在任時代に於ける著しい反逆者の一人であつたやうである。善證房は造惡無碍を主張したものであり、師を謗り、親を誹つたことから、逆謗の罪を犯したものと、聖人から遠ざけられた。

凡そ聖人の東國時代から歸洛以後にかけ、門侶の間に師教の正意を誤り傳へた種々の異計のあつたことは、御

消息類や歎異鈔に照らして明らかであるが、その中でも特に造悪無碍の邪計と祕密相傳の異計とはその弊が最も甚しく、聖人を誹謗し、聖人に累を及ぼすことが多かつたやうである。造悪無碍の計に就ては、建長四年二月二十四日宛名不詳の消息(末燈鈔第二十通)に、

聖教のをしへをもみずしらぬ、をのくのやうにおはしますひとくは、往生にさはりなしとばかりいふをきゝて、あしざまに御ころえあること、おほく候き。

いままさこそ候らめとおぼえ候

といはれ、(末燈鈔第十九通)の宛名不詳の消息にも、同じやうに、

おほかたは、年比念佛まふしあひたまふ人々のなかにも、ひとへにわがおもふさまなることをのみ申あはれて候人々もさふらひき。いままさぞ候らんとおぼえ候とあるに考へても、聖人が門下の既往の實況を回想して現在の情勢を推量し、京都から遙かに東國の教界を憂慮してゐられる姿が想はれる。殊に建長四年二月二十四日の消息には、明教房を代表として上洛させ、御機嫌を伺つてゐる東國の人々に對し、忌憚なく訶責せられた次の

如き言葉がある。

この御中の人々も、少々はあしきさまなることのきこえ候めり。師をそしり、善知識をかるしめ、同行をもあなづりなどしあはせたまふよし、きゝ候こそあさましく候へ。すでに謗法のひとなり。五逆のひとなり。なれむつむべからず。

大法の前には聊かも情實を容れられない、聖人の態度の嚴正な一面がよく現れてゐる。

善證房の外、信見房(末燈鈔第二十通に見ゆ)、信願房(御消息集第五通、九月二日慈信宛消息に見ゆ)の如き、何れも聖人歸洛以後に造悪無碍を主張したものの如く、その影響する所も大きかつたやうである。尤も信願房のことは慈信宛の消息に見えるのであり、慈信房が信願房を譏誣した結果の現れと考へられる面もあるが、信願房自身がやはり多少とも師長を誣謗したといふ事實があつたのであらう。聖人は彼等の主張をあさましと悲しみ、不便のことと慙れみつゝ、この種の邪義に對して、力を盡くして教誡されたことは、御消息の中に屢々見られる。また口傳鈔第六章には、常陸國新堤の信樂房なるものが、法門

の義理に就いて仰せを用ゐなかつた爲に、擯斥されたことを傳へてゐる。彼の師に背いた法義の内容は知り得べくもなく、またこのことの起こつたのは、本文に「本國へ下向のきざみ」とあるに依つて、京都の地のやうに見られぬこともないが、實は聖人の東國時代か歸洛以後かも明らかでない。何れにしても門下を追放されたことは善證房と同様である。「親鸞は弟子一人ももたずさふらふ」といはれる聖人が、かゝる場合に、師の立場に立つて、峻嚴に門下を放たれたといふことは、特に留意すべきであらう。聖人は固より門下を私するものではなく、常に如來の教團、若しくは法然上人の宗團にあつて、同法同行に對する態度を以て門侶に接しられたには違ひない。けれども、苟且にもその教團を預るといふ責任に於ては、教法の正義に背く門侶の恣意を看過することができず、毅然たる態度を以て處斷されたやうである。このことは善鸞に對する義絶といふ祖宗老後に於ける最も悲痛な事實に於て、更に顯著に示されてゐる。

善鸞は祕密相傳の異義を唱へた代表的人物である。聖人の實子であり、聖人歸洛後の東國教團に於て、聖人の

後繼者として、中心指導者たらんと企て、これに應ずるものも多かつた爲に、大きな禍亂を惹起した。善鸞は當初自身の立場を擁護するために上洛して、東國に於ける自己を凌ぐやうな有力な門弟たちを、父の聖人に讒誣して、離間せしめたといはれる。聖人は初めこれを眞に受けて憂慮し、その矯正に辛勞されたやうである。そこで善鸞は聖人の旨を承けて東國に下つたのであるが、聖人の年來の本願念佛の教化をば方便であるとし、その眞意は深夜竊かに自分一人に相傳されてあるといひ、その名目さへも奇怪を極める異様の法門を唱導した。而も彼は官憲の力を借りて門侶たちを壓迫せんと企てたので、その運動は彌々擴大し、東國教團の動搖は甚しくなつた。聖人は度々消息を送つて、吾が子を正道に反さうとされたけれども、その効果がなく、遂に建長八年五月二十九日、老齡八十四歳を以て、善鸞に義絶を宣言し、この事件に奔走した高弟の性信等にその旨を通告されたのである。

善鸞の非望、その主張並に思想的背景、及び事件の顛末等に關しては、山田文昭師の眞宗史稿中に、聖人から慈信、性信、眞淨等に宛てられた九通の消息を主なる材

料として詳論してあるから、こゝには師の説に従つて、その要旨を略述するに止める。但本論題の下に於ては、善鸞の祕密相傳の計なるものは、聖人の生命たる本願念佛の教旨を廢棄させ、聖人の全く關知されない異様の法門を、祕密に傳授されたと唱へて、聖人を誣ひたものであり、その所説は世間出世間共に凡て虚言ばかりであつたことに留意したい。而して善鸞に荷擔して、何か野望を滿たさうとした哀愍房なるものは、聖人とは全然無關係なるにも拘はらず、京都の聖人から文を得たと詐稱し聖人の背景を利用しようとしたことは、聖人の義絶狀(眞宗聖教全書所收拾遺眞蹟御消息第六通)及び性信宛消息(同上血脈文集第二通)に明らかであり、聖人を深く驚かせ、且つ歎かせてゐる。

かゝる欺瞞が横行すれば、その結果として、東國の教團には聖人に對する様々の非難が起こるのも當然である。親子關係といふ僻目からでもあらうか、聖人に偏頗の見があるとの聲も聞えた。十一月九日慈信宛の消息(御消息集第六通)に「親鸞も偏頗あるものときゝさふらへば云々」とあつて、聖人としてはこれに對する用心もせら

れたのである。聖人の従前の教化は虚言であつたといふ非議も生じた。慈信宛の義絶狀に「常陸下野の人々はみなしむらむが、そらごとをまふしたるよしを、まふしあはれてさふらへば云々」といはれ、性信宛の通告狀にも同意の言葉が載せてある。聖人としては、吾が子とはいひながら、善鸞の異義のために動搖するやうな、人々の輕薄な信仰情態を悲しまれると共に、苟且にも往生極樂の一大事であるから、これが釋明には苦心を極められた。善鸞の事件に關する御消息類を披閱すれば、まことに涙なきを得ないものがある。

以上は聖人の受けられた誹謗の直接的なるものを擧げたのであるが、更に配流以後に於て、法然上人門下として、専修念佛の行者として、聖人が間接に蒙られた種々の謗難に就いても一瞥しておきたい。法然上人入滅の年建曆二年十一月には、我が聖人と同庚なる明慧上人高辨によつて、選擇集を評破した摧邪輪が著され、翌三年にはこれを補説する莊嚴記が世に出た。その所説は教界に忽ち反響を生じ、賛否の兩論が續起した。聖人は東國時代、若しくは歸洛以後に於て、摧邪輪を藉かれたことも

あつたであらう。古人の中には、教行信證の撰述は摧邪輪の難破が動機となつてゐるとさへ説いたものがある。

信卷の菩提心の釋の如きは、いかにも高辨の説に當つてゐられるものと見られないこともあるまい。また嘉祿安貞の法難に、専修念佛が停止され、法然上人の廟堂が破壊されたり、隆寛等が流刑に處せられたといふ報道は、當時遠隔の東國にも傳つたに違ひなく、聖人の心を痛めたことであらう。聖人歸洛後の建長年間には、關東に日蓮の念佛に對する謗難が起つてをり、關東の門侶から

これを聞及ばれたこともなかつたとはいへない。先輩には歎異鈔第二章に出づる、「十餘箇國の境を越えて、身命を顧みずして、尋ね來た」人々は、日蓮の念佛無間の謗謔に脅かされてゐたと説いた人もある。尤もこの説には反對もあつて、善鸞の祕密相傳の異義に惑はされたものと見る向きもあり、最近には強ち日蓮や善鸞の影響を受けたものではなく、聖人の念佛につき門弟の間に種々の異論が生じた結果と考へる説も行はれてゐる。この問題は何れにしても、歎異鈔第二章に於ける聖人の言葉は惠信尼の消息（眞宗聖教全書惠信尼消息第五通）に、

上人のわたらせ給はん處には、人はいかにも申せ、たとひ惡道にわたらせ給べしと申すとも、世々生々にも迷ひければこそありけめとまで、思まいらす身なればと、様々に人の申候し時も仰せ候しなり。

とあるのとその口吻が合致してをり、聖人が尼公と同居された當時から、人から様々の疑難を受けられるやうな場合に、豫てから口にされた言葉と見られる。

五

親鸞聖人は諸種の著述をされる時にも、常に世間から蒙るべき雑多の疑難や嘲笑を豫想し、覺悟してゐられたやうである。教行信證はその總序と後序とに示されるやうに、如來の恩徳の深きを知り、師教の恩厚を仰いで、慶喜報恩の思念から撰述されたものであつて、その造意が極めて純眞であり、一途であるだけに、信卷別序に「誠念ニ佛恩深重、不レ恥ニ人倫哂言」と述べられ、化卷後序に「唯念ニ佛恩深、不レ恥ニ人倫嘲」といはれる如く、敢へて人の嘲哂を介意してゐられないやうである。而も別序には上の言を承けて、直ちに「忻ニ淨邦ニ徒衆、厭ニ

穢域庶類、雖_レ加_二取捨、莫_レ生_二毀謗_一」と嚴然たる態度を以て毀謗を誡め、後序には右の語に次いで、「若見_二聞斯書_一者、信順爲_レ因、疑謗爲_レ緣、信樂彰_二於願力_一、妙果顯_二於安養_一矣」と從容たる襟懷を示して結んでゐられる。疑謗に對するこの兩序の語句の相違は信卷と化卷との所述内容の差異から自ら由來するものであらう。即ち信卷に於ては「信_二順諸佛如來眞說_一、披_二闡論家釋家宗義_一、廣蒙_二三經光澤_一、特開_二一心華文_一」といはれ、自ら信順する教法の尊嚴と權威とを高調される立場から、毀謗を誡める要があると共に、この卷の終に開陳される第十八願抑止の文の「唯除五逆誹謗正法」の聖意を豫告される用意もある。これに對して後序にあつては、前述の如く、吉水門下に於ける法難と遇法といふ歴史的事實を遙かに回顧されると共に、まのあたり順逆兩緣に悲喜される感激がある。而も教行信證一部は聖典師釋を類聚するといへ、そこにまた組織を與へ、自釋を加へて撰集された「斯書」であつて、これを世に送るに當つては、聖人もまた慚愧たるものを覺えて、大悲矜哀の裡に信謗共に因縁となつて攝取される從容の境地を現して、總結

に備へられたのである。何れにしても教行信證の製作には、他の疑謗が豫想されてゐることを、先づこゝに注意したい。

教行信證の如き堂々たる教學大系を具へ、而も漢文を以て書かれた、天下後世に問はれるやうな大著述のみならず、聖人が田夫野人に對して、平易を旨として認められた、和語の述作の上にも、また別な意味で人の嘲諷が一應懸念されてゐる。一念多念文意の奥にいふ、

ゐなかのひとくゝの文字のこゝろもしらず、あさましき、愚癡きはまりなきゆへに、やすくこゝろえさせむとて、おなじことをとりかへし／＼かきつげたり。こゝろあらむひとは、おかしくおもふべし。あざけりをなすべし。しかれども、ひとのそしりをかへりみず、ひとすぢにおろかなるひとくゝをこゝろえやすからんとしるせるなり。

唯信鈔文意の奥書も、一二の字句の相違があるだけで、殆ど同文である。これらの文に接すれば、聖人の老後に於ける無知の人々に對する教化に、懇情溢るゝものものあつたことが偲ばれる。教行信證が本願の御旨を聞思し、

佛恩を念ずるの至情已み難くして撰述されたのに對し、かゝる和語の著述は更に邊域の群萌を哀れむ懇念禁じ難くして述作されたのである。隨つてこれが識者の目に觸れる場合には、嘲諷を免れ得ないかも知れないが、それを顧慮しないで、敢へて繁重を厭はずに平易に記されたのである。

凡そ聖人の常の御持言に三ありとは、先輩の夙に注目されたところである。即ち(一)聖人のつねのおほせには、彌陀の五劫思惟の願をよく／＼案ずれば、ひとへに親鸞一人がためなりけり(歎異鈔)、(二)つねの御持言には、われはこれ賀古の教信沙彌の定なりと(改邪鈔本)、(三)又恒語門徒二曰、信謗共爲因、同成往生淨土緣(報恩式)といふものは、この三者は次第の如く聖人の信仰と生活の様式と教化の態度とを窺ふ上に於て、最も適切なものであらう。私は尙この外に法然上人から傳持された「義なきを義とす」といふ法語も、聖人の御持言の一として數へられても然るべきかと思ふ。この法語には常とも恒とも附言してはないし、またつねの仰せとか、御持言とかいふものは、必ずしもこれを語られる

回数にはよらないであらうが、現在聖人の著作消息等の上にこの法語は約十箇處も見えてをり、晩年の聖人の信境を最も顯著に表明されたものであり、機會ある毎にこれを語られたやうである。それはとにかくとして、かゝる三乃至四の常の御持言の中に於て、今こゝには上に擧げた(三)の式文の言葉に就いて特に考察してみたい。

式文の「信謗共爲因、同成往生淨土緣」といふ文を聖人の著述の中に求むれば、成語としては前項に引いた後序の文が正しくこれに當る。その意を著作や消息に尋ねれば、隨處に發見されるであらう。かゝる思想は遠くは華嚴經その他の經論の上にも跡づけられるが、近くは法然上人並にその門下の人々の間に傳持され、流布されたやうである。念佛往生要義抄(和語燈錄二)に次の法語がある。

このたび輪廻のきづなをはなるゝこと、念佛にすぎたる事はあるべからず。このかきおきたるものを見て、そしり謗ぜんともがらもかならず九品のうてなに縁をむすび、たがひに順逆の縁むなしからずして、一佛淨土のともたらむ。

また十六門記の流罪歸洛利益門には、法然上人が月輪の禪定と離別される時に洩らされた「誹謗共に縁として、先に生れて後を導かん」といふ語が記され、更に聖覺法印の言葉として「信謗縁を結び、順逆益を蒙る」の語も載せられてゐる。殊に親鸞聖人が度々書寫され、その文意まで著された、唯信鈔の末尾は左の語を以て結ばれてゐる。

これをみんひと、さだめてあざけりをなさむか。しかれども信謗ともに因として、みなまさに淨土にむまるべし。今生ゆめのうちのちぎりをしるべとして、來世のさとのまへの縁をむすばんとなり。われおくれは、人にみちびかれ、われさきだゝば、人をみちびかん。生々に善友となりて、たがひに佛道を修せしめ、世々に知識として、ともに迷執をたゝん。

この文は教行信證後序の結文と全くその揆を一にするものである。但後序に於ては「われおくれは人にみちびかれ云々」の一段が安樂集の文を以て充當されてゐるだけである。

謂ふに教行信證全篇を結ぶに當つて、最後には自釋を

用ゐられても然るべき筈であるのに、この安樂集とそして次に華嚴經を引いて結末とされてゐる。かゝる點にも存師が「斯書大概類聚之後、上人不_レ幾歸_レ寂之間、不_レ及_レ再治」(六要鈔四)といはれるやうに、多少この書の未完成を思はしめるものがないとはいへないが、私は寧ろ聖人の「愚禿勸むるところ更に私なし」の態度がこゝにも現れてゐるやうに思ふ。即ち最後のこの二つの引文の意の如き、簡單に自釋されゝばそれまでであるものを、經釋にその意の明らかなものはあくまでその文を引抄して、私見を挾まうとされないのである。そこに文類といふものの自らなる性格も存する譯である。

華嚴經の「若有_レ見_レ菩薩修_レ行種種行_レ起_レ善不善心_レ菩薩皆攝取」といふ偈文は、「信順爲因、疑謗爲縁」を成ずるものであつて、これを本經から直接引かずに、往生要集の結文によつて引かれた所に、いよ／＼祖意の存する所が鮮明されるのである。何故なれば、要集ではその引證する所の經釋の正文は信を生ずべきであるが、屢々私詞を加へるといふことは、却つて人の謗りを招かないかといふ疑問を提起して、華嚴經の文を引かれてある。親

覺聖人は今文類製作の結末に於て、これに對する疑謗を豫感し、源信の用意を想起して、華嚴經の文を引いて大尾とされたのである。

師主の上人を始め同門の人々の間にも共通して見られる疑謗への懸念が、親鸞聖人にもかくまで著しく現れてゐるといふことは、當時に於て新興の淨土專修念佛の教がそれだけ一方に謗難の的となつてゐたことを反證するものであらう。而して聖人のこれに對する反省は實に深刻であり、考慮は甚だ慎重であり、用意は極めて周密であつたのである。

六

後序の「信順爲因、疑謗爲緣」を姑く攝取門と名づけるならば、別序の「雖加取捨、莫生毀謗」は假りに抑止門と稱してもよいであらう。謗法の抑止は遠く如來の本願に根源し、聖人の著述に繰返し述べられてあるが、その要旨は二面に於て領受される。その一は過去に溯つての養育の追念であり、その二は未來へ向かつての惡報の豫感である。唯信鈔文意に見ゆる左の文の如き、前者の

代表的なものであらう。

過去久遠に三恒河沙の諸佛の世にいでたまひしものとにして、自力の大菩提心をおこしき。恒沙の善根を修せしめしによりて、いま大願業力にまふあふことをえたり。他力の三信心をえたらんひとは、ゆめ／＼餘の善をそしり、餘の佛聖をいやしふすることなかれとたり。

建長七年十月三日の消息（末燈鈔第二通、性信宛か）にも、同じ意が示される。

この信心をうることは、釋迦彌陀十方諸佛の御方便よりたまはりたるとしるべし。しかれば諸佛の御をしえをそしることなし。餘の善根を行ずる人をそしることなし。

九月二日念佛の人々宛の消息（御消息集第四通）には、念佛者は諸佛菩薩を輕しめざるのみならず、神祇冥道までも侮つてはならぬと誠めてゐられる。諸佛菩薩や天神地祇に對して、別に本地垂迹の關係などを説かないで、現在に彌陀の本願に遇ひ、この身に念佛されるといふことは、諸佛菩薩の方便利益によるものと感戴される所に、

極めて直接に餘佛餘菩薩を崇敬し、餘行餘善を尊重される所以があるのである。こゝに於て謗法は制止するを俟たないで、自ら終息するのである。上に引いた建長七年十月三日の消息に「そしることなし」といふ言葉を繰返され、念佛の人々宛の消息に「佛菩薩をかるしめまいらせ、よろづの神祇冥道をあなづりすてたてまつるとまふす、このことゆめ、なきことなり」といはれ、或は、「念佛を信じたる身に於て、天地の神をすてまふさんとおもふこと、ゆめ、なきことなり」といはれるのを見ても、少くとも念佛者には謗法といふことはあり得ないこととなるのである。随つて謗法は本願の御旨を知らず、念佛する能はざるものに起るのであり、不信そのものの相ともいふべきであつて、これに對しては更に未來の惡報の豫感を説かれてゐる。

既に選擇集の末尾にも「庶幾一經高覽之後、埋于壁底、莫遺窓前、恐爲不令破法之人、墮於惡道也」と記して、破法の罪咎を恐慮してある。親鸞聖人は常に經釋の意を承けて、和讃の各處に謗法とその罪過とを一連に擧げて、これを切實に誠められた。

衆生有碍のさとりにて 無碍の佛智をうたがへば

會婆羅頻陀羅地獄にて 多劫衆苦にしぶむなり

五濁増のときいたり 疑謗のともがおほくして

道俗ともにあひきらひ 修するをみてはあたをなす

本願毀滅のともがらば 生盲闍捉となづけたり

大地微塵劫をへて ながく三途にしづむなり

五濁の時機いたりては 道俗ともにあそひて

念佛信するひとをみて 疑謗破滅さかりなり

菩提をうまじきひとはみな 專修念佛にあたをなす

頓教毀滅のしるしには 生死の大海きはもなし

造惡このむわが弟子の 邪見放逸さかりにて

末世にわが法破すべしと 蓮華面經にときたまふ

念佛誹謗の有情は 阿鼻地獄に墮在して

八萬劫中大苦惱 ひまなくうくとぞときたまふ

諸經和讃に出づる無碍の佛智を疑ふものは、單なる疑惑

といふやうなものではなく、有碍の知解を以て無碍の佛智不思議を計度する、邪見憍慢に出づる謗法罪である、

而してこの疑謗は五濁末法といふ時機に至つて、最も露骨にその姿を現し、正しく「忿成怨結」と説かれ、「道

(諸經和讃)

(善導和讃)

(正像末和讃)

(同上)

俗相嫌」と悲しまれ、「競生怨」と歎かれるやうな痛ましい現實として見られるやうになり、鬪諍堅固の世界を展開するのである。そこに愈々聖人の末法感を深めしめ、かくの如き數々の悲痛な和讃を造らしめたものと考へられるの元來聖人は地獄といふものを具體的に説かれることは少いのであるが、希にこれを説かれる時は、大概謗法の罪過に關連してゐる。殊に和讃には上に掲げた如く、

曾婆羅頻陀羅地獄とか阿鼻地獄とかいふ、その名を聞かざへ陰慘な地獄を出して、疑謗の罪業の恐るべきを示された。「ながく三途にしづむなり」、「生死の大海きはもなし」と歌はれる所にも、その迷妄の限りなく、その苦惱の果つる所を知らないといふ深刻な悲歎がある。正月九日眞淨宛の消息(御消息集第七通)、九月二日念佛の人々宛の消息(御消息集第四通)、九月二日慈信宛消息(御消息集第五通)等にも、夫々破法者自らの陥る恐るべき暗い運命に就いて語つてゐられる。

かくの如く聖人は誹謗の罪過を強調してはゐられるものの、それは決して徒らに誹謗者を憎悪したり、裁いたりされるのではなく、常に誹謗者に對して、切なる憐愍

がかけられてゐることを看過してはならない。次に列示する消息に徴しても、聖人は如來の大悲を體得した念佛行者としての人に對する最も深い慈愛から、一方にかゝる烈しい悲痛もされ、嚴しい教誡も垂れられたことが察せられる。

○この念佛する人をにくみそしる人をも、にくみそしることあるべからず。あはれみをなし、かなしむころをもつべしとこそ、聖人はおほせごとありしか。

(建長七年十月三日消息—末燈鈔第二通)

○念佛せんひとくは、かのさまざまをなさんひとをば、あはれみをなし、不便におもふて、念佛をもねんごろにまふして、さまざまなさんを、たすけさせたまふべしとこそ、ふるきひとはまふされさふらひしか。

(九月二日念佛の人々宛—御消息集第四通)

○かやうなるひにて、念佛をもとどめ、念佛者をもにくみなどすることにてもさふらふらん、それはかのひとをにくまずして、念佛をひとくまふして、たすけんとおもひあはせたまへとこそおぼえさふらへ。

(九月二日慈信宛消息—御消息集第五通)

○これにつけても、御身のれうはいまだまらせたまひたり。念佛を御こゝろにいれて、つねにまふして、念佛そしらんひとく、この世、のちの世までのことを、いのりあはせたまふべくさふらふ。(性信宛消息)

御消息集第八通)

聊か重複の嫌ひがあるかも知れないが、聖人の深い御心がかくまで諸弟子に度々告げられてゐることを注意して諸文を連引した。「聖人はおほせごとありしか」、「ふるきひとはまふされさふらひしか」とあるから、言葉としては、恐らく法然上人から傳聞されたのであらう。「汝の敵を愛せよ」とか「報怨以德」とかいはれるやうな外教の所説とも一應對考すべき寛仁の心が現れてゐる。併し歎異鈔第四章に示されるやうに、存知の如く助け難い始終なき慈悲ではなく、どこまでも常行大悲の末通りたる淨土の慈悲の深さを訓えてゐられるのが、尊く戴ける。こゝに抑止門は自ら攝取門へと轉入するのである。但こゝに附言しておきたいのは、聖人の抑止門の教誡は種々の意味に於て、さながらに當時の教團の動向に對して自肅自戒となつてゐるといふことである。他から非

難を蒙るといふことは、やがて自分にもどこかに非がある場合が多いから、自業自得の道理として反省すべきだといふ警策ともなつた。九月二日慈信宛消息(御消息集第五通)等にはこの意が現れてゐる。或は他門他宗との評論の如き、自他の優劣を比較して相敵對し、我慢我情を募つて、煩惱を増長せしめ、却つて謗法の因となるので、念佛者は力めて評論を避けることもなつた。凡そ評論は七箇條起請文にも停止されたことであり、歎異鈔第十二章に、

當時專修念佛のひとと聖道門のひと、法論をくはだてゝ、わが宗こそすぐれたれ。ひとの宗はおとりなりといふほどに、法敵もいできたり、謗法もおこる。これしかしながら、みづからわが法を破謗するにあらずや。云々

といひ、起請文の言葉を引きつて評論を誡めてあるのを見ても、思半ばに過ぎるものがある。或は造惡無碍の邪義の如き、他を誹謗すると共に自らも非難を招いた徒輩であるから、特にこれを懇切に教誡し、矯正されることともなつた。祕密相傳の異義の如きは、専らこの抑止門に

於ける悲壯なる嚴誠の對機である。併し善鸞は

いまはおやといふことあるべからず。ことおもふことおもいきりたり。三寶神明にまふしきりおわりぬ。かなしきことなり。

といふ父の聖人の哀々切々たる義絶の言葉にも、終に改悔することなくして畢つたのである。このことは覺如上人の存覺に於ける場合や、蓮如上人の蓮崇に於ける場合に比して、まことに千載の痛恨事といはねばならない。

七

信謗共に因縁とする攝取門の寛やかな祖意は、上に後序の文を中心として略述した。凡そ謗難が因縁となるといふことは、聖人のやうな生涯を送られた方としては、種々の面に於て身證されたことであらう。傳繪に見ゆる流刑さへも師教の恩致と感受されたといふことは、その一つの尊い事例である。後年善鸞の異義によつて、東國の教團が惑亂した際に、正月九日眞淨宛の消息(御消息集第七通)に、次の如くいはれてゐるも床しい。

「慈信房がまふすことによりて、ひとくくの日ごろの

信のたちろぎあふておはしましさをふらふも、詮ずるところは、ひとくくの信心のまことならぬことのあらはれてさふらふ。よきことにてさふらふ。

盤根錯節に遇はなければ、利器が別かたれないやうに、教團の惑亂によつて、人々に遲疑や怯退を生じ、怯退によつて、信不信を確め得られるといふことになれば、惑亂も遂に「善き事」と認容され、逆縁もやがて順縁と轉ずるのである。歎異鈔第十三章に、

故聖人のおほせには、この法をば信ずる衆生もあり、そしる衆生もあるべしと、佛ときをかせたまひたることなれば、われはすでに信じたまつる、またひとありてそしるにて、佛説まことなりけりとしられさふらふ。しかれば往生はいよ／＼一定とおもひたまふべきなり。あやまてそしるひとのさふらはざらんこそ、いかに信ずるひとはあれども、そしるひとのなきやらんともおぼえさふらひぬべけれ。

と記されるに至つては、文面では一見聊か附會の説のやうでもあり、奇異の感さへ懐かしめられる。けれども人の疑謗が却つて我が信を反證するに役立つものとして、

すなほに受容される寛厚さが尊い。同鈔第九章に唯圓房に對して、「踊躍歡喜のこゝろもあり、いそぎ淨土へまゐりたくさふらはんには、煩惱のなきやらんと、あやしくさふらひなまし」といはれてあるものと對照して、語勢の一致が見出され、聖人の思考方式の透徹してゐることが想はれ、その教化に當つては、兩端を叩いて盡くされる懇切さのあつたことが窺はれる。第十二章の信誦の說に就いては、了祥師は平等覺經の流通分の文や散善義の四重の破人に對して信心を増長する說を擧げて典據としてゐるが、眞淨宛の消息に「このよのならひにて、念佛をさまたげんことは、かねて佛のときをかせたまひてさふらへば、をどろきおぼしめすべからず」といはれ、念佛の人々宛の消息にも同様の說が見えてゐて、經では安樂集所引の目連所問經の「名無眼人名無耳人」の文、釋では善導の「五濁増時多疑謗」の文を引いてゐられるから、聖人としてはこの歎異鈔の場合にもこれらの經釋の文を思ひ浮かべてゐられたやうに考へられる。

尙聖人が人の疑謗を忍受し、寛容されるに當つて、大なる支持となつたものは、諸佛の稱讚といふことであつ

た。諸佛稱讚は信卷に擧げられた現生十種の益の一であり、聖人が教行信證その他漢和の著述に通じて、殆どこれを説かれざるはなく、消息類にも繰返し述べられてゐる。それは實に他力信心の勝益として、正定聚不退の恩寵として、聖人の常に慶喜された所であり、眞宗の教義としても、看却してはならない重要な意味を有つものである。經釋に於ては、大經の則我善親友、如來會の廣大勝解者、觀經の芬陀利華、華嚴經の與諸如來等、散善義の眞の佛弟子、五種の嘉譽(好人、妙好人、上々人、希有人、最勝人)、さては大經の次如彌勒、淨土文の便同彌勒など、何れも聖人は諸佛稱讚の語と見てゐられる。

私は會て聖人が何故かくまで諸佛稱讚といふことを強調されるのかと不審を懷いたことがあり、これを信心の勝益の一として擧げられてあるのが、聊か抽象的であり、實感に乏しいやうにさへ思つたことがあるが、聖人の疑謗觀に留意するに及んで、自分の淺慮を深く恥ぢたことである。現實に人からいはれなき疑謗を蒙つてゐるといふ場合に於ても、諸佛が證誠護念されるのみならず、言葉極めて稱讚されてあるといふことは、聖人に取つて

最も大きな支持となり、慰藉となり、慶喜となつてゐたことに氣付かしめられたのである。

正信偈依經分の終に、「一切善惡凡夫人、聞信如來弘誓願、佛言『廣大勝解者、是人名芬陀利華』」と諸佛稱讚の益を歎ぜられた次には、「彌陀佛本願念佛、邪見憍慢惡衆生、信樂受持甚以難、難中之難無過斯」と難信を擧げて結勸されてあるが、この邪見憍慢こそは正しく疑謗の温床である。また愚禿鈔下に善導の二河の譬喩に出づる招喚の語を釋して、「汝言行者也、斯則名必定菩薩」といひ、龍樹の即時入必定、曇鸞の入正定之聚を引き、尋で善導の下では丁寧に五種の嘉譽を列ねてある。こゝでは二河の譬喩が本來外邪異見の難を防がんが爲に設けられたものであり、行者は正しく群賊惡獸に喩へられる別解別行惡見の人に惑亂される立場にあるので、五種の嘉譽が特に有力な支持としての意味を有つのである。また正像末和讚の終は教主の哀愍稱讚と佛祖の恩徳に對する報謝を以て結勸されてある。

他力の信心うるひとを　うやまひおほきによるこへば
すなはちわが親友ぞと　教主世尊はほめたまふ

如來大悲の恩徳は　身を粉にしても報すべし
師主知識の恩徳も　ほねをくだきても謝すべし

後の一首は造語としては聖覺法師が法然上人の恩徳を歎ぜられた語に據られたものではあるが、その調子は極めて激越である。佛祖の恩を報ぜんとすれば、「佛慧功德をほめしめて、十方の有縁にきかしめ」、「如來二種の廻向を十方にひとしくひろむ」るより外に道とてはない。

而もかゝる常行大悲の報恩行の前には、當然人の輕侮や誹謗は勿論、彈壓や迫害をも豫想しなければならぬ。そこに自ら粉骨摧身の覺悟を要する所以がある。而して粉骨摧身の忍行も教主の親友たる幸恵に於て果たされる譯である。建長七年十月三日付の消息（末燈鈔第二通）に

この信心の人を釋迦如來はわがしたしきともなりとよろこびまします。この信心の人を眞の佛弟子といへり。
(略)この人を上々人とも好人とも妙好人とも最勝人と
も希有人ともまふすなり。

と、諸佛稱讚の語を列ね、然る後上にも引いた如く、諸佛の教と餘の善根とを誹謗することを誡め、更に「この念佛する人をにくみそしる人をも、にくみそしるることあ

るべからず。あはれみをなし、かなしむこゝろをもつべしとこそ聖人はおほせごとありしか」と人の憎悪や誹謗を哀憐し攝取するこゝろを述べられてある。何れも諸佛の稱讃を内に窃かに慶んで、外なる人の誹謗に耐えるといふ、念佛行者の柔軟であり、且つそれ故に強靱でもある信境を示されたものである。

附 言

以上親鸞聖人の疑謗觀につき、粗雑なる論述を試みたが、これに關しては尙幾多の問題が遺されてゐるのであらう。殊に聖人は一切の群生を親鸞一人に内觀し、全人を代表して、如來の教法を聞信された方である。人間のあらゆる業苦も罪障もこれを無始流轉の自身の現相に於て反省し、痛歎してゐられる。史家は親鸞聖人は自己を語られることが少なかつたといふが、それは史實といふ面に於ては、或は首肯されるかも知れない。併し私はまたかゝる一切の群生海に同感される、人間としての深き内面生活といふ面に於て、聖人ほど正直に且つ詳細に自己を語り盡くされた方はないやうにも考へる。聖人のお言

葉は、今日悉く我等へ對してのお言葉として感戴されるが、それが聖人にはそのまゝ御自身のことを語つてゐられるのもあらう。「彌陀佛の本願念佛は、邪見憍慢の惡業生、信樂受持すること甚だ以て難し」と誠めつゝ、やがてまた「濁惡邪見の衆生には、彌陀の名號あたへてぞ」と戴いてゐられる。共に衆生であり、共に親鸞である。「彌陀の本願信ずべし」といふ一言でも、我等へ觀信されるやうでもあるが、そのまゝ御自身に聽受してゐられるやうな響きを傳へる。疑謗というても、聖人にあつては、決してひとごとではない。自身にこれを内觀さればこそ、人の疑謗に對しても、上來述べたやうに、切實にこれを誡め、從容としてこれを攝取されることができたのである。疑謗は疑惑と誹謗である。これを内觀すれば、疑惑は第二十願に大悲される所であり、誹謗は第十八願に抑止されるものである。これらの問題に就いて、更に立入つて考究しなければ、聖人の疑謗觀を盡くすものとはいへない。今は姑く聖人が他から加へられる疑謗に、如何に對處せられたかといふ面を主として論述するに止め、大方の叱正を乞ふ次第である。